

一般社団法人岩手県社会福祉士会 役員選出規則細目

2022年7月16日理事会制定

1. 理事の定数（規則第3条関係）
2023年度定時総会時に改選される（第18期）役員改選の理事定数は25名とする。
2. 理事候補者選出方法（規則第5条関係）
 - (1) ブロックと全県の2種類とする。
 - (2) ブロックの設置及び運営に関する規則第7条3により、ブロック代表を理事とし、盛岡ブロックにおいてはブロック代表の他に1名を加え、ブロック選出理事の候補者数は9名とし、総会において選任する。
 - (3) 全県の候補者数を16名とする。
 - (4) 委員会の設置及び運営に関する規則第6条2により、委員会の委員長を理事とし、総会において選任する。
 - (5) 委員会の委員長を除いた数を全県理事の候補者とし、総会で選任する。
3. 監事候補者選出方法（規則第5条関係）
2023年度定時総会時に改選される（第18期）役員の監事はおりません。現在の監事の任期は2025年度定時総会終結時である。
4. 選挙管理委員会（規則第8条関係）
選挙管理委員会は、二戸、久慈、盛岡、中部、胆江、両磐、沿岸、気仙の順に毎回5つのブロック毎に公募し、ブロックから推薦された者とする。
5. 役員選出方法（規則第10条関係）
定数内の場合でも候補者ごとに議決権の過半数をもって行う。（定款第17条第3項）

以上